

4. 投資優遇措置

製造業に対する投資優遇措置

－優遇措置と適用基準

チェコ共和国は、新規投資家および既存投資家に対し、いくつかのスキームを通して以下の投資優遇措置とビジネス支援策を提供している。ここでは、政府による製造業部門を対象とした投資優遇措置の仕組みを紹介する。2010年12月末までに、615の企業が投資優遇措置の供与を受けている。

国による投資優遇措置スキーム

チェコでは製造業に対する初めての投資優遇措置が1998年4月政府により承認された。同措置は、当初から外国企業とチェコ企業のいずれにも平等の条件で適用する方針で立案された。

投資優遇措置法 (Act on Investment Incentives No. 72/2000 Coll) が、2000年5月1日新たに発効し、2004年5月には改正法が施行され、2007年7月には成文化、簡素化され、原投資優遇措置スキームが延長された。この法律は、欧州委員会との協議を経て公的補助金に関するEU制度に準拠した内容となっている。

投資優遇措置法に基づく優遇措置

税制上の優遇措置	新設企業に対する最高5年間の法人税免除 既存企業に対する最高5年間の一部法人税免除
雇用創出補助金	新規雇用に対する資金援助
訓練、再訓練補助金	新規雇用者訓練・再訓練に対する資金援助
立地優遇措置	優遇価格での公有地譲渡

優遇措置は一括または一部のいずれでも申請できるが、特にプロジェクトの初期段階では投資家に対して最も経済的効果が得られるように配慮されている。

税制上の優遇措置

税制上の優遇措置は2つに分けられる。投資プロジェクトのために新設される企業（法人）の場合は5年間の法人税免除。既存企業の事業拡張、チェコ法人企業の近代化プロジェクトの場合は5年間にわたり法人税の一部が免除される。なお、法人税免除は、当該企業に対する国家補助金の額が規定額上限に達した時に終了する。（下記、優遇措置に関するEU規則への適合に関する項を参照）。

雇用創出補助金・職業訓練補助金（研修・再研修）

1人当たり5万コルナの雇用創出補助金および研修、再研修費用の25%までの金額は全国平均を最低50%上回る失業率の地域にのみ適用される。

立地優遇措置(サイト支援)

国もしくは地方自治体所有の土地やインフラ整備後の用地の優遇的な移転は土地所有者との優遇条項を含む契約が締結されてはじめて可能になる。

製造業に対する適用基準

- 製造業部門に対する投資であること。
- 新規生産の開始あるいは既存生産ラインの拡張に関する投資であること。
- 3年以内の投資額が、1億コルナ（約5.5百万ドル）以上であること。ただし、この最低投資額は失業率が高い地域では失業率に従って60百万コルナ、もしくは50百万コルナに減額される。
- 上記の最低投資額の50%が自己資本であること。
- 投資総額の最低60%が機械への投資であること。
- 全ての機械類は新品でなければならない。
- 製造への投資プロジェクトがチェコ環境保護基準を満たしていること。

投資優遇措置－EU規則との整合性

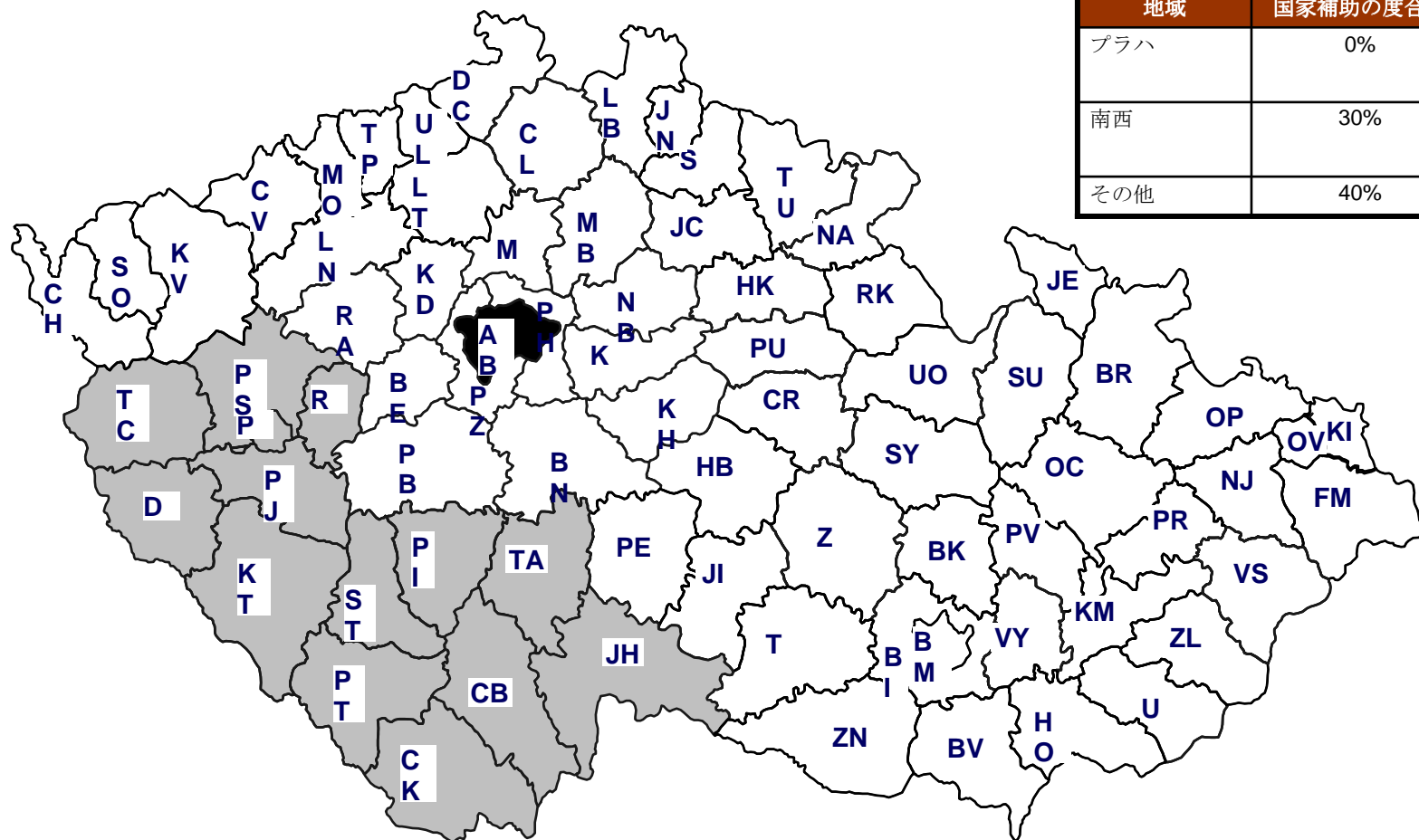
チェコ共和国内で適用される投資優遇措置はヨーロッパ委員会によりEU国家補助金法との整合性が査定される。すべての投資優遇措置申請書は産業貿易省の査定を受けなければならないが、これは同時に個々の案件に対する国家補助金の合計金額を決定するものである。個々の案件に対する実際の補助金は実際の投資額の合計価値（すなわち、建物、機械、設備に対する資本支出と無形資産への支出）のパーセントで表される。案件に対する国家補助金の上限に達すると、税金の免除が停止され、企業は法人税を支払うこととなる。

EU規則に則ったチェコ共和国地域別国家補助金上限については添付マップをご参照。

チェコインベストは上記優遇措置に関する唯一の申請窓口です。

詳細については投資優遇措置担当者もしくは投資優遇措置に関するマニュアル印刷資料、ウェブサイトをご利用下さい。

国家補助許容上限 度合い(2007-2013)



地域	国家補助の度合い	区分
プラハ	0%	
南西	30%	
その他	40%	

控除費用が 50 百万ユーロを超える投資プロジェクトの国家補助許容度合いは小企業の場合 20%増加され、中企業の場合 10%増加される。
 控除費用が 50 百万ユーロを超える投資プロジェクトの国家補助許容度合いは地域支援ガイドライン 2007-2013 により規定される。